

専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年9月20日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和6年7月18日

湯河原町長 内 藤 喜 文

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町宮上566番地先において発生した町立小学校遠足中の物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

- 1 損害賠償の額 金2, 599円
(内 容) 水筒購入費用の全部
- 2 損害賠償の相手方 湯河原町在住の個人
- 3 事故の概要 令和6年5月24日午前10時頃、湯河原町宮上566番地先において、引率していたスタディーサポートが預かっていた水筒を児童に渡す際に手を滑らせて落とし、これを破損させた。